

平成29年度 第3回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成29年11月1日(水) 10:00～
場 所 長野県庁 議会棟第1特別会議室

1 開 会

○事務局 技術管理室 増澤副主任専門指導員

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第3回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は本日の司会進行を務めます、事務局の技術管理室の増澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、技術管理室の主任専門指導員、藤本より、事務局を代表してごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○藤本主任専門指導員

技術管理室の藤本でございます。第3回の長野県公共事業評価監視委員会の開催に当たりまして、事務局からということで、一言ごあいさつを申し上げます。

永藤委員長様を初め、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、本日もご出席を賜りましてまことにありがとうございます。本日は、前回第2回の委員会に引き続きまして、第1回委員会で抽出をいただきました詳細審議箇所につきまして、そのうち再評価の1箇所、それから事後評価の3箇所につきまして審議をお願いしたいと考えております。皆様方にはそれぞれ専門のお立場から、しっかりとご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 技術管理室 増澤副主任専門指導員

続きまして、本日もご出席いただいております委員の皆様方をご紹介します。

まず永藤委員長、足立委員、石川委員、内川委員。北村委員におかれましては若干遅れるとのご報告をいただいております。それから久保田委員、高瀬委員、藤澤委員、以上、8名の皆様方となります。

なお、酒井委員、益山委員、松岡委員、そして島田委員におかれましてはご都合により欠席でございます。

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。お手元に第1回委員会以降、使用いたしまして事務局にてお預かりいたしました、黄色いファイルをお配りしております。本日お配りする資料を含めまして、あらかじめつづっておりますので、ご確認をお願いいたします。

まず黄色のファイルの表紙をめくっていただきまして、上に第3回とお示ししましたインデックス以降が、本日の配布資料として用意させていただいたA3のペーパー9枚になります。

1枚目が本日の次第と、第1回委員会におきまして詳細審議案件として抽出した箇所の一覧を示してございます。

2枚目は委員名簿と本日の座席表でございますが、島田委員におかれましては、急遽欠席となっております。

3枚目、4枚目でございますが、資料10でございます。新規評価の香坂ダムにつきまして、第1回委員会では算定中でありました費用対効果、これが算定されましたので、時点修正した評価シート、様式2と様式3の一部をご用意いたしました。

続きまして、5枚目から6枚目が資料11でございます。事後評価の飯沼につきまして、整備前と整備後がわかる写真を追加しました。それから河川の維持管理に関する取組資料を添付しております。

7枚目、資料12でございます。事後評価の山辺の写真を追加した修正資料でございます。

8枚目から9枚目が資料13です。現地調査時におけます質疑応答を取りまとめたものでございます。

本日の配布資料は以上となります。資料のほうはよろしいでしょうか。

よろしければ、議事に入らせていただきます。以降の議事進行につきましては、委員長をお願いを申し上げます、永藤委員長、よろしくをお願いいたします。

○永藤委員長

委員の皆様におかれましてはご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

第2回の委員会では、再評価1箇所と新規評価4箇所の詳細審議を実施いたしましたけれども、本日はお手元にありますとおり、再評価で長野市の小松原、それから事後評価として、佐久の駒込、飯田の飯沼、松本の山辺ということで、詳細審議を行う予定であります。

前回に引き続いて同じことを申し上げますけれども、本当に県民のためにもしっかりと、しっかりこの詳細審議をして、意見書をしっかりととりまとめる重要な審議になりますので、忌憚のない意見を皆さん、共々おっしゃっていただきまして、すばらしい内容としていきたいと思っております。

活発な発言をぜひぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、いつものように運営要領第4に基づく議事録署

名委員、2名指名させていただきます。今回は内川委員、高瀬委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、お手元の次第に沿いまして議事を進めてまいります。全体的な進め方についてですが、次第のペーパーの右側に審議予定案件を一覧にした資料、先ほどちょっと言いました。第1回の委員会では、再評価2箇所、新規4箇所、事後評価3箇所、合計9箇所の詳細審議をするということを決めました。網掛けで示したところは9月21日開催の、第2回委員会で審議した再評価の1箇所と新規評価4箇所です。

本日は、先ほど述べさせていただきましたが、再評価1箇所、小松原ですね。それから事後評価の駒込、飯沼、山辺という3箇所の審議を行いたいと思います。

本日の議事においては、抽出した箇所ごとに補足の説明などをしていただきまして、質疑についての時間をとって意見を整理いたしますので、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

まず、議事に入る前に、農地整備課より説明の申し入れがありましたので、これを認めてよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

では、異議なしということなので、農地整備課より、本日の追加資料について説明をお願いいたします。香坂ダムですね。

○農地整備課 柳澤課長補佐兼防災係長

農地整備課防災係長の柳澤和道でございます。よろしくお願いいたします。資料の「P1-1(修正)」という資料をご覧になっていただきたいと思います。県営農村地域防災減災の香坂ダムについてご説明いたします。

第1回の委員会におきまして費用対効果が算定中でしたが、現地確認等の作業が終了しまして、保全対象の数量が変更になっております。算定した結果は1.1でございます。

また事業費でございますが、前回、10億円ということになっておりましたが、ゲートや管理機器の費用等を精査いたしまして、結果は増額で12億1,700万円として事業を実施したいと考えております。

修正の説明については以上です。よろしく願いいたします。

○永藤委員長

ただいまの説明について質問などありましたらお願いいたします。ご質問、何か意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それではないようですので、議事を進めてよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

3 議 事

(1) 平成29年度公共事業再評価箇所の審議

① 通常砂防事業 小松原（長野市）

○永藤委員長

それでは、議題1の、再評価箇所の小松原について説明をお願いいたします。砂防課の方、お願いいたします。

○砂防課 松本企画幹兼地すべり係長

砂防課企画幹の松本と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

今回、砂防課のほうから、追加資料はございませんので、今回は8月28日に実施していただいた現地調査及び、その際にいただきました質問について説明をさせていただきます。パワーポイントのほうをご確認いただきながら、説明をさせていただきます。

まず、お示ししているものが、現地調査で最初に下流の保全対象を見ていただくために、現地を訪れていただいた箇所でございます。今、黒い矢印がございます中央辺で車を降りていただきまして、下流側の要配慮者利用施設ですとか、きのこ工場の状況を確認していただいております。

そのとき見ていただいた写真で、左側に見えるのが要配慮者利用施設でございます。右側がきのこ工場、これがちょうど土砂災害特別警戒区域内にかかる施設になってございます。

次、お願いいたします。続きまして、段の原沢の溪流を、上流側のほうに歩いていただきました。ちょうど見ていただいたのはこの写真の、既設の砂防堰堤、高さ6mのものがございますので、この砂防堰堤を見ていただきまして、満砂状況等を現地で確認していただいております。

続きまして、その後、さらに上流側のほうに歩いていただきまして、ちょうど黒い矢印がありますけれども、あの下に今回の砂防堰堤を計画している箇所でございます。

ますが、その少し上流から、次の写真をお願いします。溪流の荒廃状況を確認していただいております。これが当日の現地調査において、委員の皆様は現地を確認していただいた状況でございます。本日、現地調査のほうに参加されなかった委員の皆様もいらっしゃいますので、改めて説明させていただきました。

なお、この現地調査時にいただきました質問が、主に2点ございましたので、再度、ご説明させていただきます。

1つ目は、砂防指定地内行為許可違反の土地における是正工事の実施者と現状についてというご質問をいただきまして、工事自体は破産管財人が実施しまして、その後、立ち入り禁止となっております、土尻川砂防事務所において月1回、パトロールを実施している状況でございます。

あと2つ目でございますけれども、地震時の土砂災害リスクが高まる中、砂防堰堤は地震に対して大丈夫かというご質問をいただきました。現地におきまして、それに対応した設計を実施しているとお答えいたしました。砂防堰堤につきましては、設計基準におきまして高さ15m以上の場合のみ、地震時の安定計算が必要となっております。今回、計画しております堰堤は15m未満でございますので、地震時の安定計算は必要とありませんので、訂正させていただきます。

なお、段の原沢では地震時に発生する土石流等にも対応すべく、今後、早期の施設整備を実施していく予定でございます。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。今、ご説明がありましたけれどもよろしいですか、何か皆さんのほうからご質問とかございましたら。

この間、現地を見せていただきまして、大分、難弱な地盤が多いということでしたけれども。非常に豪雨とかも多くなっていますし、この計画の状態かどうか、どうなんですか、大丈夫なんですか。

○砂防課 松本企画幹兼地すべり係長

計画につきましては、近年、局地的な豪雨等ございますし、今年の九州北部豪雨では結構、流木の災害等、出ておりますが、そういった流木対策につきましても国土交通省のほうから通知をいただいておりますし、長野県の砂防課としても、それに基づいて流木対策等を進めていきますので、ここの計画におきましても、その点について十分配慮して計画を進めていく予定でございますので、その辺はしっかり対応していきたいと考えてございます。

○永藤委員長

それから、山腹崩壊があったというのはどの辺なんですか。何かちょっと書いてありましたね、場所が。

○砂防課 松本企画幹兼地すべり係長

今、この画像の図面のほうで矢印で示してございます部分が山腹崩壊、18年のときにあった場所になります。

○永藤委員長

そうすると、これは②ということですか、写真の。

○砂防課 松本企画幹兼地すべり係長

はい、そのあたりになります。

○永藤委員長

委員の皆さん、どうでしょうか。ご質問、ご意見。

○藤澤委員

お世話になります。流木対策ということで考えているとおっしゃったんですが、流木対策を考える場合は、透過型の堰堤のほうが効果は高いということだと思うんですけども、不透過型ですよ、今回、計画しているのは。その点はどうなんでしょうか。

○砂防課 松本企画幹兼地すべり係長

この辺も、不透過型タイプなんですけど、下流側の垂直壁の部分に流木止めを設置するとか、再度、不透過型になっておりますけれども、水通し部分に流木止め等のものを検討し直すというところも少し、今後、事業を進めていく中では少し検討させていただきたいと考えてございます。

○永藤委員長

ほかの委員さん、またどうでしょうか、ご意見、足立委員どうぞ。

○足立委員

今、藤澤委員からもお話があったんですが、私ども飯山市も今回、大変な土石流の災害があったんですが、たまたま堰堤がそのスリット型だったので、そこでほとんどの流木を受けとめて、なおかつ土石流の大きな石、そういうものもそこで受けとめて、あとは水だけ流れたということでした。最近、スリット型のもののほうが防災の効果が大きいんじゃないかというふうに一般的に、国のほうでもそのような見方をされているようですが、これから整備を進めるということですので、ぜひ上流地域の状況とかそういうものも加味しながら、検討していただいたほうがいいんじゃないかと思います。

○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見、ございますでしょうか。
どうでしょうか、よろしいですか。

それでは、再評価案の検討に入ります。先ほどいただいた各委員からのご意見は、委員会として意見書に付すこととしますけれども、再評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますが、よろしいですか。

それでは、この箇所の県の再評価案であります「継続とする」については妥当と判断してよいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは再評価については、第2回委員会で審議しました松代と合わせまして、この後、意見書作成となります。

これまで出た意見を踏まえて、私のほうで意見書のたたき台を作成します。意見書のたたき台については、事務局から委員の皆さんに送付させていただきますので、それについて委員の皆さんからご意見を、またいただくことでよろしいでしょうか。

それでは、再評価の意見書を取りまとめに向けた作業はそのように進めさせていただきます。

以上で再評価の審議は終了いたします。

(2) 平成29年度公共事業事後評価箇所の審議

①地すべり対策事業 駒込 (佐久市)

○永藤委員長

続きまして、議題(2)事後評価箇所の審議に入ります。

次第に沿って事後評価1、駒込について、担当の砂防課から説明をお願いいたします。

○池田担当係長

砂防課、地すべり係、池田です。佐久市の地すべり対策事業、駒込について説明させていただきます。

まず、8月10日の第1回の委員会の中で、主な審議いただいた内容といたしましては、今回、大きな問題として地下水排除工を行っていく中で、周辺井戸の枯渇問題、井戸枯れが発生してしまいましたという話がございました。

その中で、事業の調査段階で、事前に井戸が枯れる可能性があることを地権者及

び所有者に説明をして、実際、不測の事態が発生したんですけれども、そこについても円滑にスムーズな対応ができて、大きなトラブルはありませんでしたという説明をしたところ、今後の取り組み及び同種事業への活用と課題の欄に、その旨、記載してくださいという指示をいただいております。

それでは、後ろのパワーポイントをごらんください。8月28日の現地調査での主なやりとりについて説明させていただきます。

まず当時、現場の、地すべりブロックの押さえ盛り土を行った平場に車をとめて、事業の概要及び現場の状況について説明させていただきました。

現地でのご質問といたしまして、井戸枯れが起こった家屋はどこかということで、こちらの、今、①、②で写真を写しております家です、というご説明をさせていただいております。

それと、井戸枯れにおいては丁寧な説明を行ったことにより、大きな問題とならなかったというよい事例ですと、この経験を他事業にも生かしてもらいたいということで、当時、実際に枯れた井戸が、今、矢印で示しておるところです。調査段階で地すべりに影響している水脈は、井戸の水脈よりもさらに下の深い層のここですということで、特段、影響はないと考えられますが、ただ不測の事態、水を抜く工事をやりますので、万が一、枯れることもありますというような説明を丁寧に差し上げたところでした。実際に井戸枯れが発生した場合も給水車等の準備をいたしまして、スムーズな対応を行いましたという説明をしております。

実際に周辺の同様の井戸、集水井といたしますか、それをごらんいただきまして、排水の状況について、その地すべり対策工の効果を現地で確認いただきました。

さらに、当時の現場での質問といたしましては、集水井の水はどこに排水しているのかということで、集めた水を下の河川のほうに排水しておりますと。当然、地すべり地内にさらに水を供給してしまうと、地すべりを助長してしまう可能性がありますので、河川のほうに排水しておりますという説明をしております。

こちらの写真が車をとめた、地すべりブロックの一番下の部分での全景の状況です。周辺にも横ボーリング等ありました。そこにも施設がありますというところを、現地を確認しながら説明させていただきました。

先ほどの写真の撮影方向を示しております。現場調査、現地調査での主なやりとりについては、以上でございます。

○永藤委員長

それでは、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。どうでしょうか。

この集水井、本当に水が随分入って、集水しているというのがよく観察できて、すばらしいなと思ったんですが。どうですか皆さんご意見なんかがあれば。

それではご意見がないようですので、事後評価の検証に入りたいと思います。これについて、県の事後評価は妥当ということでよろしいでしょうか。

○出席者一同
異議なしの声あり

○永藤委員長
ありがとうございました。

②河川事業 飯沼（飯田市）

○永藤委員長
では、次ですね、事後評価②、飯沼について、河川課より説明をお願いします。

○前田課長補佐兼治水係長

それでは、河川課の前田と申します。よろしく申し上げます。資料11のP6-1（修正）をごらんいただきたいと思います。

8月10日に開催されました第1回の委員会でもご説明いたしましたが、本事業は、飯田市で実施した総合流域防災事業の一級河川新戸川、飯沼でございます。

本事業を実施するに至った背景ですが、本事業実施箇所の飯田市上郷地区は商業地や住宅地が広がり宅地化が著しく進んだ地区でしたが、新戸川の流下能力は著しく不足していました。このため、当事業区間における浸水被害を防止するため、治水安全度向上を目的として事業を実施したものでございます。

まず、上段の概要図をご覧ください。本事業の新戸川は、天竜川に流入する右支川に位置する河川です。本日ご審議いただく事業箇所は平成18年～23年にかけて事業を実施し、全体整備計画区間、延長1,560mのうち、最上流区間に位置する赤色で示してある延長140mの河川改修事業になります。

事業の実施における治水安全度ですが、沿線の人口や資産の集積状況、流域内の土地利用状況、災害発生時の社会的影響、他路線との改修計画規模などバランスを考慮しまして、30分の1で事業を実施してきました。

計画流量は30年に一回程度の確率で発生すると予想される降雨により生ずる流量、 $22\text{m}^3/\text{sec}$ を計画流量として実施してきました。

それでは、事業実施区間の下流部に位置するA、市道五郎田線市道橋上流部、中流部に位置するB、事業区間中流部、上流部に位置するC、県道市場桜町線、県道橋上流部について、河川改修前と河川改修後の状況について、下段の写真で説明いたします。

まず整備前の状況ですが、下流部に位置するAの既設の護岸はコンクリートブロック積みで、中流部に位置するBとCの既設護岸は、石積みでそれぞれ護岸勾配を1対0.3に施工してございます。

次に、整備実施に当たっては、事業買収用地が減るように地元の自治会と協議を行いまして、護岸勾配を1割5分から5分勾配に変更し、河川の余裕高として1割

2分の勾配の土羽部を新たに設けました。用地買収幅を極力減少させ、コスト縮減を図ってまいりました。また環境面では、植生が繁茂可能で、コケや昆虫が生殖しやすい環境に配慮したブロックを使用しました。

整備終了後の流下能力は整備前の約2～3トンに対しまして、7倍強の22トンになり、流域住民の安全・安心が高まるようになっております。

続きまして、河川の維持管理の状況の一例についてご説明いたします。それではパワーポイントの画像をご覧ください。

事業を実施した新戸川には、昭和56年から地元の上郷、飯沼、北条地区の皆さんで組織された北条河川愛護会があります。画面の写真は平成28年7月3日に北条河川愛護会の皆さん24名が、事業区間の中流部のB区間において河川内のごみ拾い、護岸土羽部の草刈、アレチウリ駆除の作業を実施していただいたときの写真です。

新戸川の河川改修工事は、用地買収費のコストを抑えることを優先して護岸を五分勾配で施工しました。そのため、河川内に簡単におりる階段もなく、おりる場所は北条河川愛護会の皆さんの河川愛護活動の写真にもありますとおり、相当右のところにあります。はしごを用意してございます。また、河川内の草を刈ったり、流れてきたごみを拾う場合には、工事で敷き並べた自然石の上を歩かなければならないということで、資料のP6-1の④の地域住民の評価にも記載がありますが、作業する場合はちょっと歩きづらく、ごみ拾いが大変な状況でしたという言葉をお聞きいただいております。

今後は、同様な河川改修事業を実施する場合には、維持管理面にも配慮しまして、維持管理作業が容易にできるように、例えばここでいきますと、おりていく階段やスロープ等をつくるなどしていきたいというふうに考えたいと思います。新戸川に関する説明は以上になります。

続きまして、長野県河川の維持管理についてご説明いたします。資料をご覧ください。

長野県の河川の維持管理について、こちら1の長野県の河川の現況ですが、記載にありますとおり、本県では737の1級河川を管理しております。全国では北海道に次ぐ、第2番目の4,800キロという長大な河川延長を管理しております。

次に、2の河川の維持管理の課題にもありますが、河川管理者だけでは十分な維持管理ができないため、先ほどもありましたとおり、地元の河川愛護団体の皆様等のご協力をいただいているところです。平成28年度現在では、県下には河川愛護団体が936団体あります。年間延べ16万人あまりの方に活動をしていただいております。最近では活動員の高齢化が進み、地域住民による作業が難しくなっている状況にあるということは十分認識しております。

河川の今の維持管理費の予算ですが、県のほうでは、河川課のほうでは年間9億円、単純にこちらの、今の737河川当たりで割り返しますと、1河川当たり120万円とか、距離で割り返しますと1m当たり187円と、かなり少ない予算でやりくりをしているといった状況でございます。

2-1の日常点検の結果をもとに、この限られた予算の中で、経年劣化による河川施設の修繕や出水などによる河川内の草根の除去、台風などによる支障木の伐採などを行っております。

次に、3の取組状況ですが、右側の写真をご覧ください。平成25年度から地域住民が行う河川愛護活動との共同により、人力による対応が困難な伐採や草本の除去を「わがまちの川」美化事業として実施しております。

また、市町村及び地元から要望の多い河川内支障木伐採に対応するために、コスト縮減に有効な公募型伐採という取り組みを行っております。公募することによって住民の皆様に伐採をしてもらいまして、伐採木を薪（たきぎ）用に持ち帰ってもらうなどの方策に力を入れております。

近年は豪雨災害に伴う出水や土石流災害において樹木が河川内に流れ込み、被害を増大させる事例が全国でも多発しております。この前の九州のほうでも大きな流木が流れたということがございます。

このような状況を受けまして、長野県では長野県森林づくり県民税に関する基本方針案としまして、防災・減災の観点から、河畔林の整備を検討しているところであります。具体的には河川内の流木によって、洪水被害を増大させるおそれのある河畔林については、森林税を活用した除間伐を検討していきたいということで要望をしている状況です。さらに市町村が管理する準用河川の除間伐についても、県の補助として森林税の活用を検討しています。

以上で、長野県河川の維持管理についての説明を終わります。

○永藤委員長

よろしいですか。皆様のご質問、ご意見がございましたらどうぞ、お願いいたします。

○北村委員

すみません、公募型伐採というのがあるということなんですが、これはかなり希望者が多いんでしょうか、抽選と書いてあるので。

○前田課長補佐兼治水係長

そうですね。各建設事務所で取り組んでおるんですが、やはり、安全に皆さんに切ってもらわなければいけない場所をまず探しているんですけども、そういう場所を探しながら、地元の皆さんも、この木を公募型で逆にやったらどうだというご要望をいただきながら、安全に切れるところを皆さんに公募をかけて、抽選にはなるんですけども、当たった方に持っていつてもらっているというのが実態でございます。

○永藤委員長

ほかにご意見、どうでしょうか。

○藤澤委員

河川整備というのは、普通、下流域から整備してくると思うんです。今回、上流域で河川整備をされて22トン、約7倍の効果が出ているということなんですが。それを下流域のほうでは、危険性が高まったようなことはないんでしょうか。

○前田課長補佐兼治水係長

すみません、私の説明がうまくなかったのかもしれないんですが、この新戸川の1,560mですが、全部、下流域から整備をしてきまして、残りが今の上流域が今回140m残っているという状況になります。

すみません、さらに上流には今度、リニアの関連の駅がちょうどこのところに来るということで、その関連で、今度はJRさんのほうで、その駅が来るおかげで、うちの河川に当たってしまうということで、その当たる範囲は、リニア関連でJRさんのほうで直してもらうという計画になっております。

○藤澤委員

ありがとうございます。もう1点、河川管理で、うちも犀川という一級河川が流れているんですが、日野橋という橋から上流が国土交通省、下流が県管理なんですけれども、どうしても国道沿いのニセアカシヤが繁茂していて、歩道にかかったりしているんですね。長野国道事務所のほうにもお願いをしているんですが、お互い予算が厳しいという中で、そういう点で助け合って伐採するという方法、地元の自治体も入って、そういう三角形の話し合いということはされないんでしょうか。

○前田課長補佐兼治水係長

当然、調整してやっているというふうには認識はしております。

ちょっとすみません、アレチウリと変わってしまっていて申しわけないんですけれども、同じようにその共同してやっているといいますが、木曽建設事務所管内なんですけれども、ちょうど木曽川がありまして、木曽川に並行して国道19号があります。そこも、やはり木曽川のほうに生えている木と、あと道路沿い側に生えている木と、同じ斜面なんですけれども、ちょうど区域でこっちが河川箇所、こっちが道路箇所というところは、お互いに片方だけ切ってもよくないということで、木曽建設事務所が飯田国道事務所さん、国のほうと相談して、今回この木の区間は支障木で環境にもよくないので、一緒に切りませんかとかといって切ったという状況はございます。

○藤澤委員

では、そうしますと、地元から要望を県の河川課、または長野国道事務所のほう

にさせていただくと、お互いに協議をしながら対処していただけるということによるしいんですね。

○前田課長補佐兼治水係長
可能だと思います。

○永藤委員長
ほかにございませんでしょうか。

○足立委員

県の一級河川の管理というのはとても大変だと思うんですね。すごく本数といたしますか、箇所が多いです。それで整備の手法ですが、いわゆる一般的な河川の治水対策のほか環境とか観光面を考慮した整備を進めていってほしいと思います。その辺はなかなかバランスをとるのが難しいとは思いますが。

長野県の一級河川は、河川環境として観光的な資源として重要性が大変高いので、今回もかなり配慮をしていただいたと思うんですけども、ただ普通のコンクリートブロックでやるということではなくて、ぜひそうした環境とか観光とか、生態系にも配慮したものの整備を全国の中でも長野県がトップレベルで進めていただければありがたいかなと思います。

外国でいうと、そういうコンクリートブロックとかと、整備しないでやっているとありますが、それと日本とはちょっと状況が違っております。

それからもう1点、維持管理の関係です。飯山市の場合、特に河川に土砂が堆積してしましまして、そこに雑草が茂ったり、木が生えてきたりしてしまっていて、それらの除去について、地元からいろいろ要望が寄せられております。県管理の河川に関しては、我々のほうも、「地元も市も一緒にやるのでぜひ県もお願いします」というようなスタンスで、県にお願いしてはいますが、県の方でも予算が厳しいということを聞いております。

長野県の中にはいろいろな、その地域での活動団体があって、河川管理に関して、良い活動をされているところもあると思うので、例えば「こんな活動をほかの地域ではしています」というものの事例をどんどんPRをしていっていただけると、河川愛護団体などには参考になると思います。

地域全体で参加してもらおうというような取り組みを強化していかないと、活動している人が減少したり、高齢化したり、組織が細くなってしまいうので、他の地域のいい事例を大いにPRをしていくような広報活動、冊子のようなものがあれば大変ありがたいかなと思います。以上です。

○永藤委員長
ありがとうございます。ほかはどうでしょうか。はい、内川委員どうぞ。

○内川委員

やはり今の足立委員さんのご意見にも引き続くような中身だと思うんですけども。非常に維持管理のやはり対象が全国で2番目に多いという状況の中で、今回の事例の、やはりフィードバックがきちんと行われるような形というのが本当にとれるのかどうかというのがとても大事なところだと思います。

それで、例えばやっぱり自然に配慮してつくったんだけど、先ほどのように、維持管理的にはちょっとこう支障もどこかに出ているようなところというのが、ほかの事業の新規事業とかで、そういう案件にきちんとフィードバックする仕組みというんですか、それがとれるかどうか。それは今、先ほどのお話にも出ていましたけれども、やはり何らかのやっぱり指針的なものとかをつくるのか、あるいはこういう事後評価の事例を新規事業で生かすような何か、冊子なのかわからないですけども、何かそういう仕組みというのをぜひつくっていただければなど。これは意見というか、この事業に対するというよりは、もう事後評価をどうフィードバックするかというところの話になるかとは思いますが、ぜひちょっとご検討いただければなと思っています。

○永藤委員長

私からも。先ほどの堤防の急勾配の件についても、維持管理の関係と、それから地元との関係でどうやってそれを維持管理やっていくかというところで、先ほど内川委員もおっしゃいましたけれども、これからどうやってやっていくかということ、フィードバックをしっかりとやっていただければと思っています。

ほかにどうでしょうか、ほかの委員の皆さんは、よろしいですか。

それでは、ほかにご意見がないようでしたら、事後評価の検証に入りたいと思います。

各委員からのご意見は、委員会として意見書に付しますけれども、県の評価案そのものについて、これについては反対のご意見はなかったと思いますが、この県の事後評価、この件については妥当ということによろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

ありがとうございました。

③県営畑地帯総合土地改良事業 山辺（松本市）

○永藤委員長

それでは次に事後評価③、山辺について、農地整備課より説明をお願いいたします。

○農地整備課 高林課長補佐兼水利係長

農政部農地整備課の高林と申します。よろしく申し上げます。県営畑地帯総合土地改良事業、山辺地区について説明させていただきます。

現地調査の際に幾つか質問いただきましたので、その内容も含めてパワーポイントで説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず畑地帯総合土地改良事業の内容を説明させていただきますが、この事業は、畑地帯におきまして、畑地かんがい施設や農道、さらに農地の区画整理などの農業生産基盤整備事業を実施しまして、農作物の生産性の向上、農地の集積、担い手の支援を図っております。

山辺地区の概要ですが、市町村は松本市、地域は山辺地域で松本市の東側に位置しております。この地域は、平地から傾斜地に向け水稻や果樹が栽培されており、特にブドウが盛んにつくられてきました。山辺のブドウは品質がよく、全国的にも高い評価を得ております。

農業用施設の状況ですが、畑地かんがい施設は昭和 39 年～42 年にかけて、農業構造改善事業により改修を実施しましたが、30 年以上経過して老朽化が著しい状況でした。また、この地域内の農道については、幅員が 2 m 程度の農道しかなく、生活用としても利用されていることから非常に不便な状況であり、営農に支障を来しておりました。

このような状況の中、課題を解決するために畑地帯営農促進基本計画を策定しまして、他事業並みの年間農業所得、それから労働時間を目指しまして、農業経営の安定を図るために農業生産基盤の整備に着手しました。

事業概要でございます。工期は平成 12 年度から平成 23 年度、事業費は全体で 15 億 8,900 万円余でございます。

事業の内容は畑地かんがい施設が 59ha、これは農作物へ農業用水を供給するための老朽化した幹線や支線の管路工、そして送水管とポンプ施設が入っております。

それから農道の延長、3,650m を新設整備しました。事業費の負担割合は国 50%、県 25%、松本市と地元が残りの 25% となっております。費用対効果は 1.5 でございます。

事業実施区域ですけれども、オレンジで着色した箇所は樹園地と黄色の畑区域を受益としまして、幹線と支線の管路については、青色で着色した部分の 4,615m を整備しまして、ポンプ施設は水色で着色した部分 2 箇所を整備しました。農道は茶色の部分の 3,650m を整備しております。

当初事業計画からの変更ですけれども、事業期間につきましては平成 18 年度完了予定でしたが、5 年間延長して平成 23 年度完了となりました。これは事業実施区間に保全が必要な動植物が確認されたため、生態系保全の調査や工事実施方法の

検討を行ったことと、農道整備箇所につきまして既設の道路へ取りつける工事が増工になったものです。

事業費につきましては、当初、1,860,000万円から1,580,000万円余となりまして、2,700,000万円余の減額となっております。これは農道整備箇所につきまして周辺の農地がつぶれることや、希少な動植物への影響を考慮しまして、道路幅員を7mから5mに変更したことと、農道沿いの畑地かんがい施設整備箇所につきまして、道路下へ埋設する管路埋設深さを道路管理者である松本市と協議し、1.2mから0.75mに変更したことによるものです。

事業の実施状況でございます。畑地かんがい施設につきましては支線の管路、幹線管路を含めて4,615m、写真は管路を敷設しているところがちょうど真ん中にあります。ポンプ施設については写真の右側の部分ですが、2箇所整備しております、農業用水を送水しております。

事業効果として、改修により施設の維持管理費が軽減され、用水確保によりまして農作物の品質向上が図られております。また、これらを整備することによりまして担い手への集積が進みまして、中央経営体の経営面積が平成23年13haだったものが平成28年度は35haまでに増えております。

農道の実施状況です。今回の整備によりまして農作物の輸送、また農作業の効率化が図られました。さらに集落の生活用道路としても使われて利便性が向上しております。

農道に関してですが、保全が必要な動植物が確認されましたので、生態系保全の取り組みを実施しております。平成18年度に農道路線に希少動植物でありますクマタカや、ギンランが発見されてから、有識者や行政で構成されました山辺地区環境検討委員会を設立しまして、保全に向けた技術上の指導助言をいただきました。これをもとに、平成20年からの工事実施にあたり、環境に配慮した工事を実施しております。

具体的には、クマタカについては繁殖行動から巣立ちの間は工事を制限したり、道路工事範囲を縮小しました。ギンランにつきましては移植により対応しております。工事後にはモニタリング調査を実施しまして、動植物の生息状況を確認しながら次年度の工事について検討を行い、環境に配慮した事業を実施しました。

この他、関連施設としまして、この地域にはワイナリーや農産物直売所が建設されまして、ワインの原料は全て松本平のブドウが利用されています。農産物直売所におきましては地域の農産物の販売、またイベントが開催され、レストランでは地元の野菜を生かした料理が提供されております。

ぶどうの産地とワイナリーや直売所の連携によりまして、農家の生産意欲の向上、や山辺ぶどうのブランド化、また、ワインや農産物の販売などにより多くの観光客が訪れ、地域の活性化にもつながっております。

次に効果の発現状況です。農業生産基盤整備によりまして農作物の輸送効率向上や農業用水の安定供給確保によりまして、農業用施設維持管理費の節減や農作物の

品質向上につながっております。

自然・生活環境の変化ですが、希少動植物に配慮した工事を実施することによりまして、生態系の保全が図られております。

維持管理の状況ですが、畑地かんがい施設は適切に維持管理され、農道については地域住民による草刈りや植栽が行われ、地域のコミュニティやジョギングロードとしても利用され、適正な維持管理と利活用がされております。

地域住民等の評価ですけれども、畑地かんがい施設について農家の皆さんからは維持管理が楽になったということで、経費の節減につながったとの意見をいただいております。評価結果は資料のとおりとなっております。

今後の取り組みですけれども、さらなる営農の合理化や組合員の減少がちょっと生じているということで課題のある中で、平成25年度から農家の皆さんや農協、それから農業委員の皆さんで構成された山辺ブドウの再生プロジェクトが立ち上がりまして、営農の合理化に向けて未改修のかんがい施設、支線の管路ですが、それらの改修、それから農道の支線の部分についての整備、また、ブドウの生産や産地維持に向けた検討等を行っています。また、平成27年度からは関係機関によりまして施設整備、畑地かんがい施設、農道についても具体的な実施に向けた検討会を行っております。

畑地帯での農業基盤整備の実施によりまして、農産物の生産性の向上や産地化だけでなく、地域住民も一緒になって維持管理を実施するという地域の労働力の効果につながっていきまして、さらにはワインづくりによるさらなるぶどうの産地、ブランド化につながっており、農業振興が達成されている事例であると考えております。説明は以上になります。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは皆さんどうでしょうか、ご意見、ご質問がございましたら。

○藤澤委員

よろしいですか。今、山辺ブドウ、大変有名なんです。ワイン用ブドウと生食用ブドウの比率がわかったら教えていただきたいのと、生食用ブドウの品種がわかたら教えていただきたいんですが。

○農地整備課 高林課長補佐兼水利係長

ここの地域ですが、主につくっているブドウがデラウェアが主流になります。ほかの種類も検討もしているんですが、一応、ここの地域の皆さんの考え方は、巨峰とかも一部あるんですが、それよりも、今までつくってきたデラウェアで行こうということで作られています。

ワインと生食用の比率ですが、ちょっとデータを持ち合わせていないので申しわ

けないんですが、一応、ワイナリーでつくったものは年間10万本の生産をしているんですが、そこに山辺のブドウがどれだけ使われているかは不明です。

ワイナリーで使用しているものは松本平のほかの場所でもつくられているもので、100%松本平のものを利用してワインづくりをしているという状況です。

○藤澤委員

ありがとうございます。ワインがすごく評価が高くなってきて、JA松本ハイランドさんでやっているんですが、私もちょっとお使い物に使ったりしているんですけども、赤と白とロゼと、まあそんなに100%松本平のワイン用ブドウだとは知りませんでした、評価は高いようですね。

本当にこの事業で、山辺の皆さんも農業をしっかりやっているようで、我々も見習いたいなと思っております。はい。

○永藤委員長

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

先ほど、組合員数が少なくなっているとありましたけれども、それ何か理由があるんですか。

○農地整備課 高林課長補佐兼水利係長

高齢化とか担い手の減少ということで、組合員も減っているんですけども。

今現在80名でやっているんですが、これから考えていこうということで、今も検討をしております。

○永藤委員長

ほかはどうでしょうか。面積は増えていると、先ほどパワポにありましたけれども。

○農地整備課 高林課長補佐兼水利係長

担い手の形態につきましては、平成23年度に13ヘクタールが28年度に35ヘクタール、組織としましては16組織、個人、それからNPO法人も入っています。同じ16組織で増えているということです。

今、幹線とか農道については整備されましたので、これからの課題としては支線の部分、あるいは農地がちょっと小さい部分もありますので、何とか区画整理とかができないかなと、ご意見をいただいて検討をしております。

○永藤委員長

ほかはどうでしょうか、ご意見がございましたら。

それではほかにご意見がありませんでしたので、事後評価の検討に入りたいと思

います。

先ほど出ました、各委員からのご意見は意見書として付すことにしますけれども、県の評価案そのものに反対はなかったと思いますので、この県の事後評価は妥当ということによろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

ありがとうございました。

それでは、事後評価の3箇所の詳細審議を行いました。

全体を通して、皆さんから何かありましたらお願いいたします。

○内川委員

先ほどの河川事業のところの維持管理の話で申し上げたようなことで、今の、おそらく山辺とかもそうだと思うんですけども、事後評価でやったことはぜひともやっぱり、繰り返しになりますけれども、フィードバックをする仕組みというのをつくっていただきたいなど、これはもう絶対の話として、同じようなことがほかの地区でも、新規地区を含め問題になることがあり得るというふうに考えると、やはりその辺をどのようにしていくのかというのを、個別のこの事業からどういうふうにか、全体をまとめていくのかというところをぜひご検討いただきたいなということ、ちょっと繰り返しになりますけれども、ちょっと述べさせていただきたいなと思います。

○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにご意見、ございますでしょうか。

それでは、本日予定いたしました事後評価の詳細審議を終了いたします。

事後評価についても、全ての個別審議を終了しましたので、この後、意見書の作成となります。今まで出ました意見を踏まえて、私のほうで意見書のたたき台をつくらせていただきます。意見書のたたき台については、事務局から委員の皆さんにご送付させていただきますので、それについて皆様のご意見をいただくことによろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

それでは、事後評価の意見書のとりまとめに向けた作業はそのよう進めさせてい

たきます。以上で事後評価の審議を終了いたします。

(3) その他

○永藤委員長

それでは(3)その他について、事務局からお願いいたします。

○事務局 本藤専門指導員

事務局でございます。今後のスケジュールについてご連絡させていただきます。

次回、第4回委員会は12月8日、金曜日の午前10時から開催させていただきます。また、第4回は最終の委員会となる予定ですので、今までの委員会でご審議いただきました再評価、新規評価、事後評価のそれぞれにつきまして意見書のとりまとめをお願いすることとなります。

意見書のたたき台につきましては、先ほど永藤委員長からご提案いただきましたとおり、委員長に代わりまして、事務局から委員の皆様へ事前送付させていただきます。送付の時期は11月の下旬を予定してございます。

最後に、お手元のフラットファイルの資料でございますが、お持ち帰りしていただいても結構ですが、そのまま置いていかれても結構です。置いていかれました資料につきましては、次回委員会まで事務局でお預かりいたします。事務局からは以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に何か質問ございますか。なければ、以上で議事を終了したいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

4 閉 会

○事務局 技術管理室 増澤主任専門指導員

本日は熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

以上で本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。